

SNS について

【ご質問】（投稿日：2019年11月13日）

ここ数年間で、スマートフォンの普及により学生がツイッターなどの SNS を利用することも増えてきましたが、最近、京大職員が学生のツイートを“監視”しているのではないか、という憶測がツイッター上で散見されます。

そのような憶測を呼ぶような、京大の職員の動きがあったという話も聞きますし、他大学ではツイート内容が学生に対する懲戒処分の原因になったという事例も見聞きます。そして、立て看板の規制にともなって京大が学生の活動に敏感になっていることは周知の事実です。また、学生のあらゆる活動を把握するのに SNS が有効な手段であることは言うまでもありません。

そこで質問です。

1. 京大の職員が、ツイッター等 SNS を閲覧し、学生の活動を把握したことはあるか。
2. 京大の職員が、ツイッター等 SNS で得られた情報に基づいて、何らかの職務を行ったことはあるか。
3. 脅迫行為等明らかな違法行為を除いて、ツイッター等 SNS での発信内容が、学生に対する懲戒処分の判断材料や理由になることはあり得るか。

私もツイッターや他の SNS はよく利用するので非常に気になります。以上、ご回答願えればと存じます。よろしくお願ひします。

【回答】（回答日：2019年11月25日）

（教育推進・学生支援部）

以下のとおりご質問に回答します。

1. 2. 本学の職員が業務上必要な情報を収集する際には、様々なウェブサイトを開覧することから、SNS 上の情報に触れることもあります。SNS 上の情報を参考にすることは個別具体的に判断するため一概にはお答えしかねます。

3. 個別の事案により事情が異なりますので一概にはお答えしかねます。学生の懲戒については、京都大学通則および京都大学学生懲戒規程に定めるとおりです。本学に所属する学生の行為・言動に懲戒の対象となる事実がある疑いが生じた場合には、事実関係の調査を行います。

参考：

○京都大学通則

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

○京都大学学生懲戒規程

第3条 通則第32条第1項に規定する「学生の本分を守らない者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の諸規程又は命令に違反した者
- (2) 本学の教育研究活動を妨害した者
- (3) 刑罰法令に触れる行為を行った者
- (4) 本学の名誉・信用を著しく失墜させた者
- (5) 前各号に準ずる不適切な行為を行った者

○SNS 利用上の注意（Campus Life Information 2019 より抜粋）

Facebook や Twitter、LINE などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、「仲間内だけのもの」と思いがちですが、そこでの発言が他人を傷つけたり、炎上して自分が傷つくこともあります。

また、仲間内だけの空間であるという安心感を利用して詐欺（ワンクリック詐欺やフィッシング詐欺など）やウイルスを拡散する事例も急増していますので、SNS の利用にあたっては、以下の点に注意してください。

- ①むやみに個人に関する情報を公開しない
- ②写真の掲載は、意図しない位置情報流出の危険性がある
- ③プライバシー、著作権や肖像権の侵害に注意
- ④発信内容は慎重に、どこで誰に対して公言しても良いことだけを書き込むべき
- ⑤偽アカウントやスパムアプリに注意